

○市立四日市病院業務委託等条件付一般競争入札実施要綱

令和4年4月1日

四日市市病院告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立四日市病院が行う物品の調達等（物品の購入、製造又は借入れ及び印刷物の製作）及び業務の委託（建設工事及びその関連業務に係るものを除く。以下「業務委託等」という。）に係る条件付一般競争入札の実施に関し、入札を円滑に行うとともに適正な契約の履行に資するため、市立四日市病院契約施行規程（平成17年四日市市病院管理規程第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 業務委託等に係る条件付一般競争入札については、別に定めるもののほか、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱（平成22年四日市市告示第379号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。